

茨木市都市公園条例第4条

別表第1に掲げる公園施設を使用しようとする者は、市長（中央公園南広場にあつては、指定管理者。以下この条において同じ。）の許可を受けなければならない。

条例別表第1

第4条に定める公園施設

公園名	公園施設名
中央公園	南運動広場
	北運動広場
	南広場（芝生広場に限る。）
	夜間照明（南運動広場及び北運動広場）
郡山公園	庭球場
西河原公園	南運動広場
	北運動広場
	庭球場（南）
	庭球場（北）
	屋内運動場
	夜間照明（北運動広場及び庭球場（北））
若園公園	運動広場
	庭球場
島3号公園	大運動広場
	小運動広場
	夜間照明（大運動広場及び小運動広場）
沢良宜公園	運動広場
水尾公園	運動広場